

◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、加茂市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年5月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
加茂市狭口保育園	加茂市大字狭口甲 725番地2	遊戯室	198.00	令和4年4月28日
天神林保育園	加茂市大字天神林 2366番地2	遊戯室	66.00	令和4年4月28日